

第 1458 回 (4 月 10 日)

イギリスにおける地主的土地所有の後退

——第 1 次大戦後の自作地化傾向の背景——

柘植徳雄

今日、欧米主要国の農地保有形態は、自作地と借地が併存し、両者が均衡する方向に動いているように見える。この背景には、経営単位の借地よりも地片借地の増大を可能とさせるような地主的土地所有の分散的構造と、第 2 次大戦後顕著になった自小作経営の展開がある。イギリスの場合もこの例外ではない。ここでは、農業経営から地主が完全に分離した典型的近代的土地所有＝資本制的土地所有を成立させたといわれる先進資本主義国イギリスを対象として、地主的土地所有の後退の原因について検討してみたい。イギリスの典型的近代的土地所有を対象とした分析は、地主制後退の分析の基準としての意味をもつであろう。

まずイギリスにおける農地の所有と保有の変化についてみる。近代イギリスの土地所有に関する包括的調査としては、1870 年代のニュー・ドゥームズデー・ブックしかない。ニュー・ドゥームズデー・ブックは、当時のイングランドおよびウェールズにおける土地所有の著しい集中状況を示している。この調査結果と第 2 次大戦後の農地所有に関する断片的な資料を比べてみると、この間に機関所有が増加していること、また個人地主のなかでも信託・会社形態・共同所有が増えていることが読み取れる。同じくこの間における農地保有形態の推移についてみると、第 1 次大戦を境に自作地の増大傾向に転じており、大戦直前に 89% もあった借地率は 1985 年には 39% にまで低下している。

次いでこうした自作地化の背景についてみると、その原因は自作地化が進展し始める第 1 次大戦後よりも以前に発生していたことがわかる。

第 1 は経済的要因で、19 世紀末の農業大不況に伴う地主経済の悪化であった。農業不況は、比較劣位化に伴う農業調整問題によって加重されていた。第 2 は土地立法で、1875 年以降のテナント・ライト補償の法制化、自救的動産差押え法の改正、継承的不動産設定地法の制定を通じて、土地所有の資本への従属、言い換えれば土地所有権の近代化が図られた。第 3 は税制であって、地主の相続税負担が増大させられるとともに、所得税の累進制によって地代に対する課税が強化された。最後に第 4 の要因として、土地所有の社会的・政治的地位の低下があった。

大戦中にも借地権の強化や地主の税負担を重くする立法がなされた結果、第 1 次大戦後の農業ブームをとらえて地主の借地農に対する土地売却が一挙に爆発した。

第 2 次大戦後も、借地権が 1 世代、さらには 3 世代まで強化され、同時に地代統制機構が確立されたこともあって、地主の土地売却は引き続き進行した。ただし一方では、こうした借地権強化や地代統制は行き過ぎであるとして、これを部分的に是正する措置もとられてきている。

なお、先に土地所有を資本に従属させることを土地所有権の近代化と表現したが、それを超えて資本ないし土地利用者を優遇する土地立法、あるいは社会のために土地所有に犠牲を強いる税制は、土地所有権の近代化との対比でいえば、土地所有権の社会化を実現するものといえるであろう。

イギリスにおける地主的土地所有の後退は農業での資本－賃労働関係の後退に先行して始まっているといってよく、この点は資本と土地所有の関係を考えるうえで興味深い。